

あなたのアイデアでプロデュースしませんか？

ハタチ
**清瀬市20歳のつどい
実行委員 募集**



会議の様子

①平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ(今年度20歳を迎える方)及び②平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ(今年度19歳を迎える方)で、清瀬市在住または清瀬市内の小中学校または中学校卒業の方。各10人程度。
【活動期間】令和5年6月から令和6年3月まで
【活動内容】①②共通＝月1回の実行委員会(18時以降・オンライン

可)、20歳のつどいに付随するイベント企画・準備・運営、20歳のつどい前日準備
②のみ＝20歳のつどい当日の会場運営
⑤5月31日までに下記申込みフォームより
市市民協働課係係
☎042-497-1803
※結果通知は6月上旬に送付します。

実行委員の先輩からのメッセージ

- ・絶対やってよかったと思えることばかり!
- ・委員会をきっかけに、他校出身の方と仲良くなった!
- ・達成感や貴重な経験が得られた!
- ・大変なこともあったが、その分得るものがたくさん!



令和5年に行った実行委員企画

- ・恩師の先生からのメッセージカード展示
- ・恩師の先生へメッセージを送ろう
- ・学校給食のレシピ・写真展示
- ・清瀬市特産物の贈呈



清瀬市産野菜で作った野菜ブーケ

オンズパーソン制度をご利用ください

市政に関する苦情を、民間の有識者が調査し、必要に応じて是正の勧告を行います。市の施策や職員への対応などに不満をお持ちの方は、市内公共施設または市ホームページにある「苦情申立書」に必要事項を記入し、オンズパーソン事務局(総務課文書法制係)に申し立て(郵送・ファクスも可)

をしてください。
処理結果は、行政資料コーナーや市ホームページで閲覧できます。令和4年度の申立件数は次のとおりです。【苦情申立件数】0件
【オンズパーソン】秋山一弘(弁護士)、川上俊宏(弁護士)
☎総務課文書法制係 ☎042-497-2031 ☎042-492-2415

「情報公開制度」と「保有個人情報開示制度」

①情報公開制度

市が保管・保存する文書を対象に公開する制度です。請求された情報は、個人情報や個人財産の保全などの理由を除き、原則すべて公開されます。

②保有個人情報開示制度

市が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる制度です。個人情報にマイナンバーを含まないものが②保有個人情報、含むものが③保有特定個人情報です。

③保有特定個人情報開示制度

【開示決定】原則、請求を受けた日の翌日から14日以内(保有特定個人情報の開示請求については30日以内)に開示・一部開示・不開示の決定を行い、決定通知書で通知します

【手数料】無料(写しの作成費用や郵送料は実費負担)

【請求方法】①は直接窓口または郵送、ファクスで、②③は本人であることを証明できる書類(運転免許証や健康保険被保険者証など)を、②は1種類、③は2種類持参し、直接窓口または郵送で総務課文書法制係へ

◆令和4年度運用状況

各制度における開示運用状況は下表のとおりです(いずれも令和4年度開示請求分のみを掲載)。
☎総務課文書法制係 ☎042-497-2031

◆令和4年度運用状況(単位:件)

区分	請求件数	開示・非開示の決定			取り下げ	却下	処理中
		一部開示	不開示	その他			
公文書	22	4	16	1	0	1	0
保有個人情報	11	0	10	1	0	0	0
合計	33	4	26	2	0	1	0

※令和4年度開示請求分のみを掲載。

実施機関別開示請求の件数(単位:件)

実施機関名	開示請求件数	
	公文書	保有個人情報
議会関係	0	0
企画部	1	0
総務部	4	0
市民環境部	11	7
福祉・子ども部	2	0
生涯健康部	0	2
都市整備部	1	0
会計課	0	0
教育委員会	2	2
選挙管理委員会	0	0
農業委員会	0	0
監査委員	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0
複数の部署にまたがるもの	1	0
合計	22	11

※令和4年度開示請求分のみを掲載。

令和5年度 市・都民税の納税通知書及び課税・非課税証明書

◆令和5年度市民税・都民税納税通知書の発送時期

納付方法	発送日	宛先
給与特別徴収(給与天引き)	5月12日(金)	特別徴収を行う事業所
普通徴収(自分で納付)	6月13日(水)	本人
年金特別徴収(年金から天引き)	6月13日(水)	本人

方で本人分のみ発行可能です。※郵送での請求も可能です。詳しくは、市ホームページを確認していただくか、または下記へお問い合わせください。
※申告漏れなどで証明書を発行できない場合があります。不安な方は平日下記窓口までお越しください。

◆令和5年度より年金特別徴収が開始(再開)となる方へ

令和5年4月1日現在で65歳以上の方は、公的年金に係る市・都民税が、原則として年金から特別徴収となります。年金特別徴収となるのは、公的年金に係る市・都民税のみです。それ以外の所得に係る市・都民税は、普通徴収もしくは給与特別徴収になります。年度途中の10月から納付方法が年金特別徴収に切り替わります。今年度は、年税額2分の1相当額を普通徴収の第1期・第2期にご自身で納めていただき、残りを10月及び12月、翌2月の公的年金から天引きします。普通徴収分の納め忘れにご注意ください。

◆令和5年度課税・非課税証明書の発行

納付方法	発行開始時期
給与特別徴収のみの方	5月12日(金)～
上記以外の方	6月13日(水)～

発行場所: コンビニエンスストア

市役所、松山・野塩出張所

☎課税課市民税係 ☎042-497-2040

※利用者証明用電子証明書搭載のマイナンバーカードを持っている

◆お詫びと訂正

市報5月1日号において、掲載されたQRコードのURLが誤っていました。関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことをお詫びします。また、正しい情報で、再度掲載します。

募集 介護保険地域密着型サービス事業者

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス事業者を募集します。
【募集事業名】定期巡回・随時対応型訪問介護看護



☎042-497-2079

詳しくはこちら

清瀬市版 ネウボラ

スマイルベビーきよせ

子育て世代包括支援センター(しあわせ未来センター内)では、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う総合窓口として清瀬市版ネウボラ「スマイルベビーきよせ」のさらなる充実を図ります。妊娠中の不安や悩み、子育てについての困りごとなどの相談を専門職員がお受けしています。☎子育て支援課母子保健係 ☎042-497-2077

妊 娠 中

スマイルベビー妊婦面接

妊娠の届け出をされた妊婦さんを対象に、保健師などの専門職員が面接し、相談をお受けしています。面接後には育児グッズをプレゼントしています。転入された妊婦さんも対象です。

プレママ準備クラス

助産師が、母乳育児や出産に向けての相談をお受けしています。先輩ママとの交流時間もあります。
☎妊娠20週以降の妊婦さん



両親学級

妊娠・出産・育児などに役立つ講座や沐浴体験などができます。育児仲間を作るチャンスです。

多胎児妊婦健康診査受診費用助成

多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査14回を超えて自費で受診した妊婦健康診査受診費用の一部を公費負担します(上限5回分)。

出産・子育て応援事業

市は、伴走型相談支援と経済的支援(国の出産・子育て応援給付金)を実施しています。
【伴走型相談支援各種面談】

それぞれの時期に応じた事業・サービスの紹介や手続きの方法、出産に向けての準備などをスマイルベビーガイドを用いて確認します。
【経済的支援】

☎それぞれの要件を満たし、申し込み時点で清瀬市に住所を有している方(他自治体で申請された方は重複して申請はできません)。
◆出産応援ギフト(1回の妊娠につき国から5万円相当の電子クーポン) <<令和5年3月1日以降に妊娠届を提出された方>>

①妊娠届時のアンケートを提出した方
②保健師などのスマイルベビー妊婦面接を受けた方

◆子育て応援ギフト(お子さん1人につき国から5万円相当の電子クーポン) <<令和5年3月1日以降に出生届を提出された方>>

①お子さんを養育している方
②乳児健診にてアンケートを提出し面接を受けた方

※令和5年4月1日以降に出産した方には、都からの5万円相当の電子クーポンも併せて支給します。

出 産 後

こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までにすべての家庭に助産師や保健師、看護師が訪問し、お子さんの育て方やお母さんの健康など、日常生活全般についての相談をお受けします。

産後ケア訪問事業

産後ケア訪問員(助産師)がご家庭を訪問し、お母さん、お子さんのケアを行います。
☎産後6か月未満の母子【回数】4回まで
費1回1,000円(清瀬市子育て・キラリ・クーポン券が使えます。非課税世帯、生活保護世帯は無料)



すくすく赤ちゃんクラス

助産師が、授乳相談をお受けしています。ママ同士の交流、妊婦さんとの交流時間があります。
☎産後1か月～7か月未満のお母さん

ママヨガクラス

産後ヨガや助産師への相談、ママ同士の交流時間があります。
☎産後1か月～7か月未満のお母さん



多胎児家庭移動支援

0歳～3歳未満の多胎児を養育するご家庭を対象に、タクシー利用料金の一部を公費負担します。

1歳児子育て相談会

身体測定や専門職員への相談ができます。お子さんが1歳を迎える月に市から個別通知を送付します。

ファーストバースデーサポート

1歳を迎えたお子さんを養育する方がアンケートにお答えいただくと、育児パッケージ(こども商品券1万円分など)をプレゼントします。
☎令和5年4月1日以降に1歳を迎えたお子さん。対象者の養育者へは個別に通知

※令和4年4月1日から令和5年2月28日までに妊娠届、出生届を提出された方には申請書を送付しています。
6月30日までにご返送ください。



5月31日～6月6日は禁煙週間「たばこの健康影響を知ろう」

禁煙は、すべての人々に健康改善をもたらします

いつ禁煙を始めたとしても、「すぐに」そして「長期的な」健康上のメリットがあります。たばこのリスクを知ってやめたいと思ったとき、医療機関での禁煙治療や相談に一步踏み出してみませんか。市では、禁煙相談や禁煙外来治療費助成を行っています。

◆清瀬市受動喫煙防止条例～ポイ捨てや歩行喫煙は禁止です～

この条例は、喫煙及び受動喫煙による健康への被害を未然に防止し、次代を担う子どもたちをはじめ、市民の皆さまの健康増進を図ることを目的としています。引き続き、受動喫煙防止へのご協力をお願いします。

◆加熱式たばこも規制の対象

たばこ葉などを加熱して、ニコチンなどを含むエアロゾルを発生させて吸引するものを加熱式たばこといい、受動喫煙による健康への影響に

ついて注意が必要です(その他電子たばこも一部対象)。
☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

禁煙による健康改善

期間	改善効果
20分後	血圧と脈拍が正常値まで下がる。手足の温度が上がる。
8時間後	血中の一酸化炭素濃度が下がる。血中の酸素濃度が上がる。
24時間後	心臓発作のリスクが低下する。
数日後	味覚や嗅覚が改善する。歩行が楽になる。
1～9か月後	咳や喘鳴が改善する。気道の自浄作用が改善し感染をおこしにくくなる。
1年後	肺機能の改善がみられる。
数年～数十年後	虚血性心疾患、脳梗塞、肺がんのリスクが低下する。

参考:厚生労働省「e-ヘルスネット」

たばこによる健康被害

- ・心筋梗塞や脳卒中
- ・肺がん
- ・早産
- ・乳幼児突然死症候群
- ・低出生体重児
- ・小児ぜん息

妊婦さんや赤ちゃん、子どもたちをたばこの害から守るためにも、禁煙に取り組みしましょう。

社会福祉法人 上宮会グループ
清瀬リハビリテーション病院
診療科目 内科、呼吸器科、消化器科、小児科、リハビリテーション科、歯科(総合リハビリテーション施設)
病床数 168床(回復期98床、一般27床、呼吸器48床)
診療受付時間 内科 小児科 水・木・金(第2の夜) 日 月～金 火・水(第2の夜) 時間 9:00～11:30 13:00～16:30
☎042-493-6111 〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-33 http://www.kiyose-reha.jp

社会福祉法人 上宮会グループ
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設) 上宮園
特 養 定員 100床
ショートステイ 定員 8床(他床利用10床)
デイサービス 1日 25名
居宅介護支援事業所
特 養・ショートステイ デイサービス 居宅介護支援事業所
☎042-493-6118 ☎042-494-1990 ☎042-491-3200 〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-3-31 http://www.jyoguen/jyoguen/

広告欄

お庭の事なら個人邸専門の
～(株)庭屋中村へ～
※見積無料 ☎0120-194-284 (株)庭屋中村
植木剪定1本の高さと値段
(1～3m未満) 3,000円
(3～4m未満) 6,000円
(4～5m未満) 8,000円
造園・土木作業の価格の目安
(コンクリート打ち) 1m/ 8,000円
(ブロック3段積) 1m/ 11,300円
(白砂利敷き) 1m/ 3,000円
●親切・丁寧な対応をお約束いたします
●植木1本でもお伺いさせていただきます
●小さなお庭づくりもお任せ下さい
詳しくは! (株)庭屋中村 検索

相続・遺言・遺産整理・相続税申告・家族信託・成年後見・その他裁判
「これから」の安心を創造する
東京けやき法律事務所
弁護士 小池 良
第二東京弁護士会所属
・清瀬市特定空き家等判定委員
・東京三弁護士会多摩支部
高齢者障害者委員委員長
・清瀬市役所をばらめとめる市民
法律相談推進委員
法律相談 30分3,000円(税込)
相続・交通事故は初回30分無料
出張相談も別料金で対応可能です
TEL 042-497-1425
西武池袋線清瀬駅南口徒歩1分(エレベーターあり)